

(様式－1)

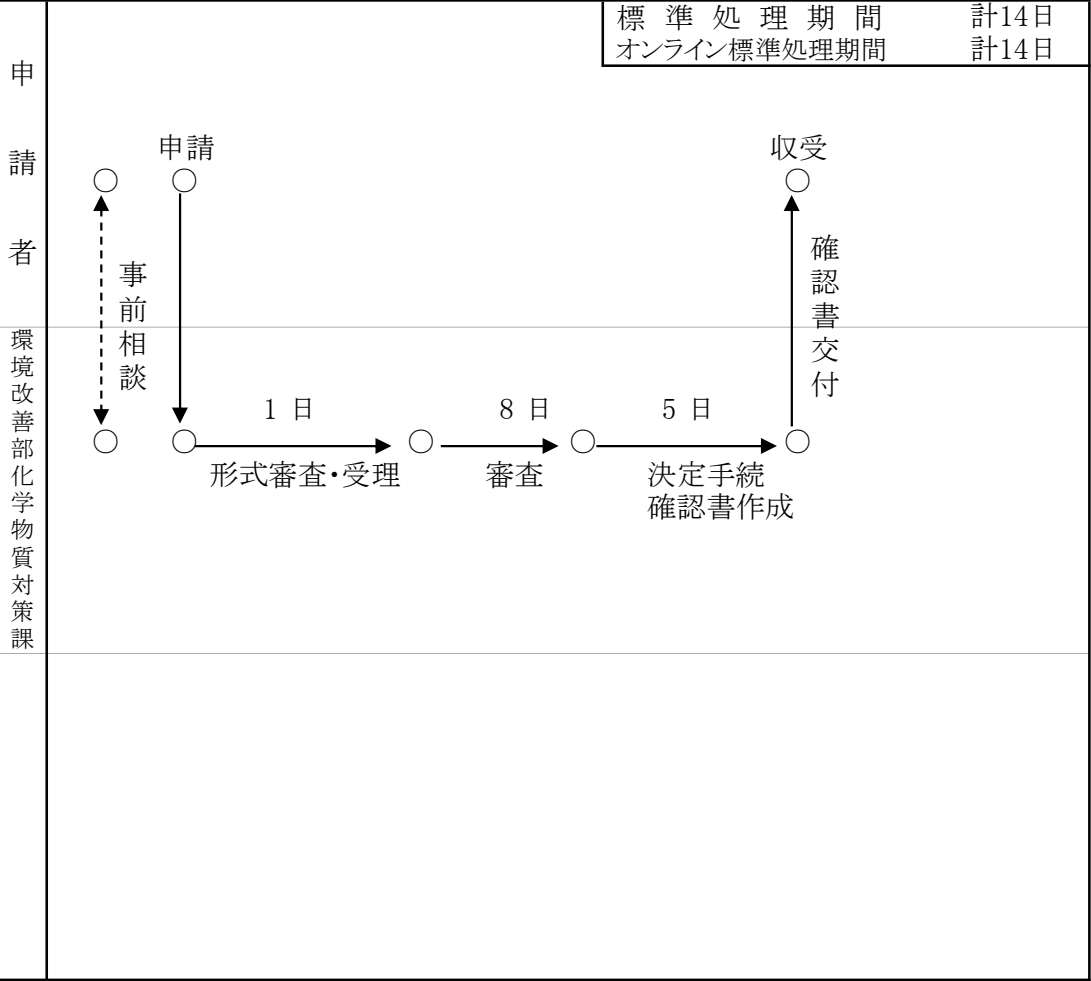
事務処理フロー図

(令和6年11月6日更新)

事務名 土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請

作成部署 環境局環境改善部化学物質対策課 電話42-371～4

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	申請にあたって事前にご相談に応じます。
2	形式審査・受理	申請書の記載漏れなどを審査した後、受理します。
3	審査	申請内容について、土壌汚染対策法施行規則第16条に基づき審査します。
4	決定手続	申請内容が法に適合している場合は、確認を決定し、確認書を交付します。
備考	申請内容によって、その土地の利用状況の報告が必要であると認める場合には、必要な条件を付すことがあります。	